

米沢市競争入札参加資格者指名停止規程の運用基準

令和5年4月1日改正

第2条関係（指名停止の期間の始期）

有資格業者（指名停止期間中のものを含む。）が別表各号の措置要件に該当することとなった場合における当該指名停止の期間の始期は、予算執行上重大な支障を及ぼすと認められる場合を除き、その措置を決定したときとすること。

また、指名停止の期間中の有資格業者について再度指名停止を行う場合の指名停止の通知（第14条）についても、別途行うこと。

第4条関係（下請負人の指名停止）

有資格業者である下請負人（発生原因者）の指名停止を行う場合は、有資格業者である元請負人に対しても同一事由により指名停止をすることができるものであること。

第5条関係（共同企業体に関する指名停止の運用）

第5条第2項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第7条に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないこと。なお、指名停止を受けた有資格業者を構成員とする、特定JVが既に事業実施中の場合には、当該特定JVに対する指名停止は意味がないので行わないこととする。

第7条関係（短期加重措置の運用）

- 1 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないこと。
- 2 下請負人又は共同企業体の構成員について短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができる。

第10条の2関係（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）

- 1 第10条の2各号に掲げる事由の2以上に該当することになった場合には、期間の加重を行うこと。
- 2 第10条の2第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- 3 「他の公共機関の職員」（第10条の2第5号並びに別表第11号、第12号関係）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。
更に私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。
- 4 「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいうものであること。

基準第 2 号関係（過失による粗雑工事及び粗雑品等の納入）

「建設工事又は調達品等を粗雑にしたと認められるとき」とは、次のような場合を代表的な例とする。ただし、およそ予測することができないような事態が発生した場合、設計図書又は発注者側の監督職員の誤った指示に基づくものであった場合は原則として指名停止は行わないものとする。

イ 会計検査院又は監査委員等に指摘され、指摘事項が国会又は市議会等に報告されたとき。

ロ 米沢市工事検査執行要領第 4 条による「工事（委託業務）手直し指示書」により、補修又は改造を命じられたとき。

ハ 建設工事又は調達品等の納入において、施工成績又は履行内容等が著しく不良で市に対して損害を与えたとき。

ニ その他、米沢市建設工事等競争入札参加者審査会で指名停止事由に該当すると認められたとき。

基準第 3 号関係

「市内における他の公共機関」とは、国、山形県、公社等をいう。

基準第 4 号関係（契約違反）

1 「契約に違反し、調達契約の相手方として不相当であると認められるとき」とは、次のような場合を代表的な例とする。

イ 正当な理由がなく 1 月以上の履行遅滞となった場合において、契約不適合が重大であると認められるとき（工期又は納入期限等の延長承認申請を行い承認された場合を除く。）。

ロ 契約内容の一部を履行せず、又は異なる内容で履行した場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。

ハ 契約履行の検査において、不良を指摘されてもその改善に応じないとき。

ニ その他契約条項に違反した場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。

2 前号の例などにより、市に対し損害を与えたときは、原則として期間の短期を 3 月以上とし、最終的に契約解除に至ったときは、原則として期間の短期を 6 月以上とするものとする。

3 正当な理由がなく 2 月を超え 4 月以内の履行遅滞となった場合は 1 月を、4 月を超える履行遅滞の場合は 2 月をそれぞれ指名停止期間に加算するものとする。また、虚偽の報告等により工事の遅延等を隠すなどの悪質な行為が認められた場合には、米沢市建設工事等競争入札参加者審査会において 1 月以上の期間を定めて指名停止期間に加算するものとする。

基準第 5 号から第 9 号関係

1 公衆損害事故又は事業関係者事故が次のイ又はロに該当する事由により生じた場合は、原則として指名停止を行わないものとする。

イ 作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）

ロ 第三者の行為により生じたものであると認められる事故（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

2 「安全管理の措置が不適切であったため」及び「当該事故が重大であると認め

られるとき」の該当の有無は、原則として当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことをもって判断するものとする。

- 3 市と締結した調達契約において、設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は調査等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合は、逮捕又は公訴の提起を待たずに指名停止を行うことができるものとする。

基準第 5 号関係(公衆損害事故)

- 1 「公衆」とは、当該事業関係者以外の者全てをいう(停止基準第 6 号も同様。)
- 2 市と締結した調達契約の履行に当たり、死亡させたときは 3 月以上とし、複数の死亡者を生じさせた場合は原則として期間の短期を 5 月以上とするものとする。また、負傷又は損害を与えたときは 1 月以上 6 月以内の指名停止とするものとする。

基準第 6 号関係(公衆損害事故)

「公衆に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき」において、死亡させたときは 2 月以上とし、複数の死亡者を生じさせた場合は原則として期間の短期を 3 月以上とするものとする。また、負傷又は損害を与えたときは 1 月以上の指名停止とするものとする。

基準第 7 号関係(事業関係者事故)

「事業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき」において、死亡させたときは 2 月以上とし、複数の死亡者を生じさせた場合は原則として期間の短期を 3 月以上とするものとする。また、負傷させたときは、2 週間以上 2 月以内の指名停止とするものとする。

基準第 8 号関係(事業関係者事故)

「事業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき」において、死亡させたときは 1 月以上とし、複数の死亡者を生じさせた場合は原則として期間の短期を 2 月以上とするものとする。また、負傷させたときは、2 週間以上 1 月以内の指名停止とするものとする。

基準第 9 号関係(市外における公衆損害事故、事業関係者事故)

「安全管理の措置が著しく不適切であったため」及び「当該事故が特に重大であると認められるとき」の該当の有無は、原則として役員等が刑法、労働安全衛生法の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことをもって判断するものとする。

「公衆に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき」において、死亡させたときは期間の短期を 3 月以上とするものとする。また、負傷又は損害を与えたときは 1 月以上 6 月以内の指名停止とするものとする。

基準第 10 号関係(贈賄)

「市職員」とは、市職員の身分を有する出向職員を含むものとする。また、市が出資する市関係公社等職員についても、同号を準用するものとする。

基準第 12 号及び第 13 号関係(独占禁止法違反行為)

- 1 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合は、次のイからニまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
 - イ 排除措置命令(独占禁止法違反行為の公表を含む。)
 - ロ 課徴金納付命令(課徴金減免制度の適用公表を含む。)
 - ハ 刑事告発
 - ニ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員の独占禁止法違反の容疑による逮捕
- 2 停止基準第12号及び第13号の指名停止事由に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、当該期間が別表停止基準第12号及び第13号に規定する期間の短期を下回る場合においては、規程第8条第1項の規定を適用するものとする。
- 3 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反する犯罪があったとして、公正取引委員会が事業者を検事総長に告発した場合は、指名停止期間に3月を加算するものとする。

基準第12号及び第23号関係(独占禁止法違反行為、不正又は不誠実な行為)

- 1 「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。

基準第16号から第20号関係(暴力団の排除)

- 1 「暴力団」とは、その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 2 「代表役員等若しくは、一般役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員若しくはその関係者(以下「暴力団関係者等」という。)であるとき、又は暴力団関係者等が有資格業者の経営に実質的に関与していると認められるとき」とは次に掲げる場合をいう。
 - イ 代表役員等若しくは、一般役員等が現に暴力団関係者等であるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団関係者等が設立又は出資しているとき。
 - ハ 暴力団関係者等は商業登記簿等の上では代表役員等とはなっていないが、役員、顧問等の形で介在するなど、実質的にその経営に介入、関与しているとき。
 - ニ その他諸般の事情から客観的に判断して暴力団又は暴力団関係者等が、実質的に経営に介入、関与しているとき。
- 3 「代表役員等又は一般役員等が、自社、自己、若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者等を利用するなどしていると認められるとき」とは、代表役員等又は一般役員等と友ざい関係にある暴力団の威力を相手方に認識させることにより、その影響力を利用するため次のような行為を行ったときをいい、必ずしも相手方に畏怖、困惑、不安又は迷惑の感を生ぜしめる程度のものであることを要しない。
 - イ 自己と友ざい関係にある者が、暴力団関係者等であることを告げたとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団の名称入り名刺等を示したとき。
 - ハ 暴力団のバッジ、代紋等を殊更に示したとき。
 - ニ 暴力団事務所又は暴力団関係者の自宅内等で暴力団の事務所又は暴力団員の自宅内等にいることを強調したとき。
 - ホ 暴力団事務所又は暴力団関係者等の自宅内等である旨を告げて、来訪又は連

絡をすることを要求したとき。

ヘ 自己が暴力団関係者等と友ざい関係にあることを知悉している相手方に対して、殊更に自己が暴力団関係者と友ざい関係にあることを再認識させたとき。

ト 自己が暴力団関係者と友ざい関係にある旨を推知させたとき。

チ 暴力団の威力を背景として暴力的不法行為を行ったとき。

リ 暴力団員に対し暴力団対策法第9条各号に定める暴力的要求行為の要求等を行ったとき。

ヌ その他不法、不当に暴力団又は暴力団関係者等の威力を利用したとき。

4 「代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき」とは、次のようなときをいう。

イ 相手方が暴力団又は暴力団関係者等であることを知りながら、用心棒その他これに類する役務の有償の提供を自発的に受けているとき。

ロ 相手方が暴力団又は暴力団関係者等であることを知りながら、これらのものが行う事業、興行、いわゆる「義理ごと」等に参画、参加し、又は援助しているとき。

ハ 相手方が暴力団又は暴力団関係者等であることを知りながら、住居、施設等を提供するなどの便宜を図っているとき。

ニ その他名目のいかんを問わず、積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

5 「代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき」とは、次のようなときをいう。

なお、その判断は、関係を有するに至った原因、境遇、知情性、事案の軽重及び情状等を総合的に勘案して行う。

イ 暴力団又は暴力団関係者等が介入、関与すると博、ノミ行為、無尽等に参画、参加しているとき。

ロ 暴力団又は暴力団関係者等と妥当性を欠く内容の関係を有しているとき。

ハ その他暴力団関係者等と密接な交友関係を有しているとき。

6 「代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき」とは、次のようなときをいう。

イ 当該業者に事業の全部又は一部を請け負わせているとき。

ロ 当該業者又はその関係者から労働者の供給又は派遣を受けているとき。

ハ 当該業者又はその関係者から継続的に物品の供給を受けているとき。

ニ その他暴力団がその経営に関与する業者であることなどを知りながら、これを利用するなどしたとき。

ただし、イないしニの場合において、代表役員等又は一般役員等が暴力団関係者等から脅迫を受けたことにより行った場合を除く。

基準第16号から第20号関係（当該情報の収集）

当該措置要件に該当すると思われる情報提供があったときは、米沢警察署若しくは（財）山形県暴力追放運動推進センターに当該情報の確認を行うこと。

基準第21号及び第22号関係（建設業法違反行為）

虚偽不正により建設業許可の取得を行った場合は、4月以上の指名停止とするものとする。

基準第 22 号関係

- 1 「建設業法の規定に違反し、許可行政庁から監督処分がなされ、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき」とは、原則として、建設業法の規定に違反し、営業停止処分又は取消処分がなされた場合をいう。
- 2 営業停止処分の場合において、原則として、営業停止期間が1～15日のときは1月以上、16～30日のときは2月以上、31日以上ときは3月以上の指名停止措置をとるものとする。なお、指示処分がなされた場合においても、内容等を勘案して、指名停止措置を講じるものとする。
- 3 市発注工事において建設業法違反行為を行い許可取消又は営業停止処分を受けた場合は、原則としている指名停止措置期間に、許可取消又は営業停止事由1件につき1月の加算を行うものとする。
- 4 市発注工事において、建設業法違反を行い指示処分を受けた場合は、原則として1月の指名停止とするものとする。
- 5 建設業法違反による営業停止処分の対象地域に本市が含まれていた場合は、会社の所在地域や許可行政庁に関わらず指名停止を行うものとする。

基準第 23 号関係(不正又は不誠実な行為)

- 1 競争入札参加者登録簿の登載に係る書類として提出された暴力団排除に関する誓約書に反し、同誓約書第6条に掲げる通報、報告をしなかったときは、この号を適用することとする。
- 2 次のような事例については、原則として期間の短期を3月以上とするものとする。
 - イ 従業員又は下請負業者若しくは資材業者に対し、正当な理由がなく賃金、下請負代金又は資材代金の不払があったとき。
 - ロ 脱税、偽計業務妨害、詐欺、産廃法違反等の法令違反により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
 - ハ 不当な情報提供要求等があったと認められるとき。
 - ニ 不適正な積算内訳書の提出があったとき。
 - ホ 市との調達契約に当り、正当な理由なく落札者決定後に契約を辞退したとき。
 - ヘ 過失により入札手続を大幅に遅延させる等、著しく信頼関係を損なう行為があったとき。
 - ト 低入札価格調査の際に、明らかに調査を受ける意思もなく落札決定保留後に辞退したとき。
 - チ 米沢市公正入札調査委員会における談合等不正行為に関する調査審議に際し、事情聴取に応じないとき。
 - リ 独占禁止法違反行為(基準第12号及び第13号に該当するものを除く。)があったとき。
 - ヌ 情報の漏えい等社会的不安を引き起こしたとき。
 - ル 市補助事業等に関し、その事業遂行が不適切であったため、補助金等の返還を求められた場合において、その契約不適合が重大であると認められるとき(基準第3号、第21号及び第22号に該当するものを除く。))。
 - ヲ 労働安全衛生法第100条第1項及び労働安全衛生規則第97条第1項違反により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

基準第 24 号関係

「代表役員等」とは、有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)をいうものとする。

なお、「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいう

ものとする。

《その他》

指名停止の対象となる行為が、指名停止規程改正による施行日前に行われた場合にあって、施行日以後にその行為の不正又は違法性等を確認したものは、改正後の措置基準を適用する。ただし、施行日前に山形県及び司法当局等によりその行為の不正又は違法性等が明らかになっているものについては、改正前の措置基準及び期間を適用する。

《建設業法違反行為による営業停止処分の取扱》

【営業停止期間中は行えない行為】

- 1 新たな建設工事の請負契約の締結（仮契約等に基づく本契約の締結を含む。）
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、工事の追加に係るもの（工事の施工上特に必要があると認められるものを除く。）
- 3 前2号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関連する入札、見積り、交渉等
- 4 営業停止処分に業種限定が付されている場合にあっては、当該業種に係る前各号の行為
- 5 営業停止処分に公共工事又はそれ以外の工事に係る限定が付されている場合にあっては、当該公共工事又は当該それ以外の工事に係る第1号から第3号までの行為

【営業停止期間中でも行える行為】

- 1 建設業の許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事施工
- 3 施工の瑕疵に基づく修補工事等の施工
- 4 アフターサービス保証に基づく修補工事等の施工
- 5 災害時における緊急を要する建設工事の施工
- 6 請負代金等の請求、受領、支払い等
- 7 企業運営上必要な資金の借入れ等